

学校問題について学校側からの相談に対応する弁護士 (通称「スクールロイヤー」)の在り方について

第2回

子どもの人権と少年法に関する特別委員会委員 三坂 彰彦 (43期)

1 はじめに

本稿では、前号のスクールロイヤー（以下「SL」）をめぐる問題状況の紹介を前提として、SLについての日弁連の意見を紹介するとともに、東京弁護士会の子どもの相談活動の経験も踏まえ、同意見を持つより積極的な意味について補足することとする。

2 日弁連意見書のポイント

(1) SLの必要性をどうとらえるか

学校問題に関わる弁護士の必要性について、中教審提言は、保護者等からの要望の増加、とりわけ不当な要望への法に基く対応の必要を指摘して「弁護士等の専門家から支援を受け」る仕組みを提案するもので、保護者対応を念頭に置いている。文科省は、SLを「いじめ予防防止等の対策のため」に活用するとし「法的側面からのいじめ予防教育を行うとともに、いじめなどの諸課題の効率的な解決にも資する、学校における相談体制」整備の調査研究に予算を付けるとし、特にいじめ対応に焦点を当てている。

これに対し、日弁連意見書（以下、意見書）は、SLの必要性について、①学校が対応を求められる、子どものいじめ、不登校などの様々な指導上の課題やその背景の複雑化により、学校だけでの子どもの問題への対応が困難となっていること、②子どもの保護者の学校への要求も多様化・複雑化している点を挙げており、SLについて、保護者対応の問題やいじめ問題にとどまらない、現在の学校が直面する、子どもをめぐる諸課題やその環境の複雑化と、これ

に伴う学校外の専門家との連携の必要性から論じていて、より広い把握をしている（意見書1～2頁）。

(2) SLの基本的立場

SLの基本的立場についても、学校自体の利益を直接図るのではなく、子どもの最善の利益を実現する点にあるとしている点が日弁連意見の特徴である。

すなわち、学校という組織自体が、「子どもの成長と発達を目的」として「教育を実施する機関」であり、子どもの権利を実現する基本的・中心的な役目を担う存在である（教育基本法6条、子どもの権利条約28条・29条）ことから、SLの基本的立場も、子どもの最善の利益の実現・確保にあるとしている。

こうした視点は、学校における教師の不適切な指導など、学校の対応が、子どもの最善の利益の観点からみて問題を含んでいるためにトラブルとなっているケースにおいて特に重要となるものであり、この点については3で再論する。

(3) SLの役割の果たし方

この点について、日弁連意見書は、保護者との間のトラブルを含め、学校が抱えるトラブルについて、SLは、学校側の代理人として対外的に前面に出て対応するのではなく、学校の相談を受けて、子どもの最善の利益の観点から、学校に、内部的に助言・指導を行うことであると明示している。すなわち、この意味で、学校や教育委員会の顧問弁護士とは役割が異なることになる。

これは、SLが、直接には学校からの相談を端緒として問題に関わるとしても、その基本的立場が子どもの最善の利益の実現・確保にある以上、学校の

代理人として活動することはその基本的立場と矛盾し・誤解を与える可能性があること、また、学校における子どもの学習権等の権利の保障は、教師と子どもとの直接の人格的交流を通して実現されるものであり、保護者との対応についても、教員と子どもとの交流に密接に関連する事項として、本来的に教師が直接に担うのが望ましいこと等による。

(4) 保護者からの過度な要求への対応のあり方と その場面でのSLの役割

特に現在、学校の負担となっているとされ、中教審提言でもSLの必要性の焦点とされている、保護者からの過度な要求への対応についてSLがどう助言するかは極めて重要な論点である。

近年、保護者が過度な要求をしてくる事案の中には、学校側が誠実な対応をしても問題が改善しないケースも増える傾向が見られ、こうしたケースかどうかの見立てをすることは重要である。しかし、多くのケースでは、子どものことを心配するあまりであったり、また学校の対応が不適切だったりすることから保護者の要求が過度になっているケースが多いことが指摘されており、こうした場合についていえば、学校と保護者との関わりが継続的なものであることも踏まえると、学校は、要求が過度と思われる場合にも、法的な最低ラインを踏まえた対応を原則としつつも、単に要求を拒否するのではなく、可能な対案を提示するなどにより、できる限り保護者との良好な関係を維持していくよう助言することが、子どもの最善の利益を実現する上で重要であることを、日弁連意見は指摘している。一般の企業でのクレーマー問題への対処と異なる特徴といえる。

3 東京弁護士会が取り組んできた子どもの電話・面接相談（人権110番）の経験から見えてくる学校現場の課題とSLの果たしうる役割

弁護士会の子ども相談窓口には現在月100件前後、学校関連について月40件前後の相談が寄せられるが、そこでの学校トラブルをみると、①保護者から学校への「過度な」要求に当たるとされる相談も確かに増えているが、他方、②学校側の保護者に対する対応に問題があり、この結果トラブルになっているケース、さらに、③そもそも学校の子どもへの対応に問題があり最善の利益を実現できていないケースも相当数あることが指摘できる。

例えば、いじめの被害を訴えても学校がきちんと調査しない、調査でいじめが確認されても学校の対応が不十分でかえっていじめがひどくなった、教師から体罰や不適切な対応を受け子どもが傷ついているのに学校が対応しない等々のケースである。

現在の学校が、必ずしも子どもの最善の利益を実現できていない場合もある実情からすると、子どもの最善の利益の観点からのSLの助言は、学校の対応に批判的なものとなる場合もある。しかし、こうした助言は、長期的には、学校が本来の任務である子どもの成長発達権・学習権を守る存在になっていくことで、学校がより大きな危機に陥る事態を防ぐことになり、子どもの最善の利益というだけでなく、学校の長期的な利益につながる。日弁連によるSLの在り方についての提言は、学校の現状に照らしてこのような積極的な意味を持つものといえることができる。